



土岐市指令環セ第 1 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

住 所 可児市下恵土1丁目39番地

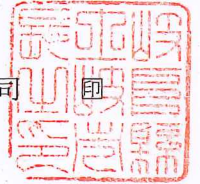
氏 名 橋本 和彦

代表取締役 橋本 和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

令和4年3月22日

土岐市長 加藤 淳 司



記

- 1 事業の範囲 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (1) 事業系一般廃棄物 (ごみ)
 - (2) 一時多量一般廃棄物 (ごみ)
 - (3) 特定家庭用機器 (家電リサイクル法対象製品)
- 2 許可期間 令和4年4月1日 から 令和6年3月31日まで
- 3 許可条件 許可番号第1号の許可の更新申請による。
 - (1) 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (昭和55年土岐市条例第10号) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業者が搬出する事業系一般廃棄物 (ごみ)
 - (2) 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条に基づき運搬指示を発した一般廃棄物 (ごみ)
 - (3) 特定家庭用危機際商品化法施行令に定める機器